

墓上施設の現在 — 隠岐、対馬、杵岐におけるスヤをめぐる —

山崎 亮

はじめに

墓上施設とは一般に、石塔（墓石）を造立する以前に、埋葬地点の上に設けられる構造物のことを指す⁽¹⁾。そのなかには、埋葬地点に置かれる自然石——マクライシ・カムリイシ等と呼ばれる——や、割竹を挿したのもの——イヌハジキ・オオカミハジキ等と呼ばれる——、割竹等を円錐状に組んだもの——モンドリ・サギッチョ等と呼ばれる——、板塔婆等で作られた柵状のもの——イガキ・タマガキ等と呼ばれる——、木製の屋形型のもの等々、多様な形態が見られるが、それらはいずれも、土葬に関わる伝統的な葬送習俗の一端として、もっぱら民俗学者たちによって取り上げられてきた⁽²⁾。小論ではこれらの墓上施設のなかでも、とくに屋形型のものに焦点を絞ることにする。屋形型の墓上施設は、タマヤ、アコヤ、アマヤ、ヒヤ、スヤ、ミドウ、スズメドウ等々、様々な名称で呼ばれ、かつては主に西日本の島嶼部や山間部を中心として広く分布していた。それらは柳田国男以来、古代の喪屋の遺制と位置付けられ、あるいは近年では、死者を現世から隔絶させるための装置として成立した、とする解釈も提示されている⁽³⁾。もっとも、全体的に見れば墓上施設は、日本社会の伝統的な葬制・墓制研究のテーマとしては付随的にしか取り扱われず、この点では、両墓制——多くの民俗研究者の注目を集め、その調査・報告に膨大なエネルギーが注ぎ込まれてきた——とは対照的である。

一方で屋形型のものも含めて墓上施設自体が、火葬の普及に伴って各地で衰退の一途を辿っていることも事実である。ただ一部には、このような墓上施設の設置が今なおごく普通の葬送習俗として受け入れられている地域が存在する。たとえば、

小論執筆の直接の契機となった隠岐島前は、まさにその典型例の一つであり、ここでは、スヤと呼ばれる屋形型の墓上施設が、少なくとも近世末以降、種々の変容を遂げつつも受け継がれて現在に至っている。このような隠岐島前のスヤに関して、私は宗教学の視点からその現状を報告し、現時点での意味を簡単に考察したことがある⁽⁴⁾。小論では、この報告をさらに発展させ、島前と同様、スヤと呼ばれる屋形型の墓上施設が見出される対馬・杵岐の事例も視野に収めつつ、現時点での墓上施設の具体相を探ることに努めたい。宗教学の視点からすれば、伝統的な屋形型の墓上施設が今なお存続しているという事態のうちにも、現代日本社会における多様な死生観の一端を窺うことができると思われるからである。

一、隠岐島前におけるスヤの諸相

周知のように隠岐諸島は、島根半島の海岸線から四〇〜六〇キロメートル沖合に位置し、北東寄りの島後（現隠岐の島町）と南西寄りの島前に分かれている。このうちの島前は、中ノ島（海士町）、西ノ島（西ノ島町）、知夫里島（知夫村）の三つの島からなっており、いずれも過疎化と高齢化が進化した離島の町村である⁽⁵⁾（図1参照）。

この島前で興味深いのは、三つの島における火葬場の設置時期のズレである。西ノ島町では一九八〇年に火葬場が稼働し、火葬に移行して二十年以上経過しているのに対して、海士町では一九九八年四月に火葬場がオープンしたばかりで、ちょうど土葬から火葬への移行期にあたり、知夫村では依然として火葬場がなく、いまだ

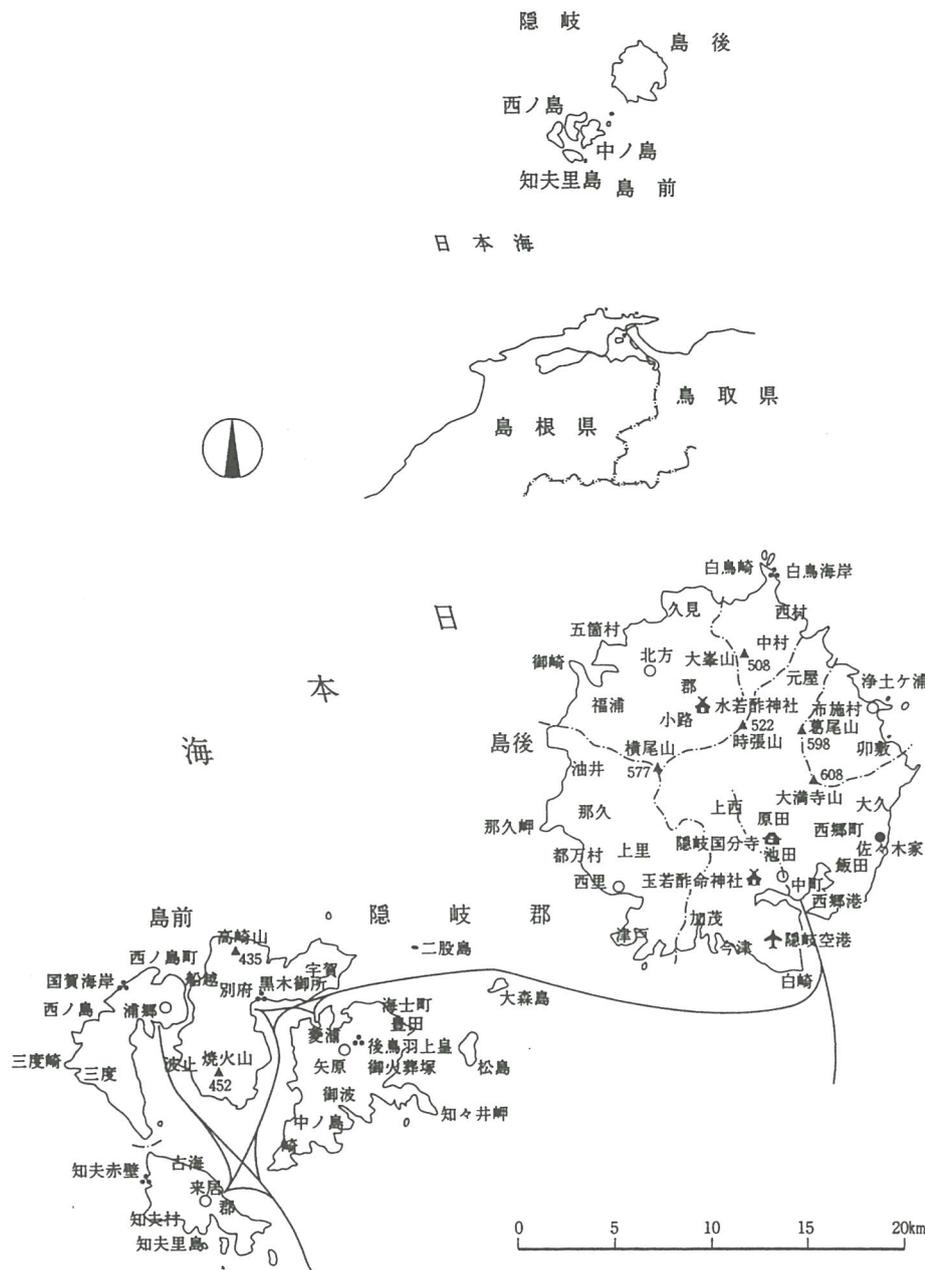


図1 隠岐略図



写真1 西ノ島町浦郷

に土葬が行なわれている。⁽⁶⁾ 要するに、隣接する島ごとに、土葬から火葬への移行過程が異なっているのである。また隠岐では、幕末のいわゆる隠岐騒動との関連で、明治初年の廃仏毀釈がことのほか激しく、⁽⁷⁾ 一時はすべての寺院が廃寺となった経緯もあって、⁽⁸⁾ 神葬祭が広く行なわれてきた。島前では現在も神式、仏式の葬儀が混在しているのである。⁽⁹⁾

ところが、そのような条件の相違にもかかわらず、島前のいずれの墓地でも、通常の石塔と並んで、スヤと呼ばれる木製の屋根が林立している(写真1)。私が最初に島前の墓地でスヤを目にしたのは一九九八年一〇月であったが、それは、石塔のみが立ち並ぶ通常の墓地を見慣れた目からするとかなり奇異に映る光景であった。以下、まずは島前におけるスヤの諸相をできるだけ具体的に述べておきたい。

1 スヤの現状

スヤは、高さ一メートル弱、縦横約五〇センチメートル、切妻・妻入りで開き戸をもつ高床式の木製の屋根であり、一見したところ神を祀る小祠のようにも思われる。その基本的な形状は、島前に見られるスヤに共通しているが、開き戸にガラスを用いたり、階段や



写真4 西ノ島町三度



写真3 西ノ島町浦郷



写真2 海士町矢原



写真5 知夫村郡

ひさし——「御押」と呼ばれる——を設けたり、さまざまなヴァリエーションが存在する(写真2、3)。そこには、同じ島前でも地域差あるいは時代差を見て取ることができるが、海士町や知夫村では、現役を引退した船大工がスヤの製作に携わっており、作り手による相違が最大の要因として挙げられよう。また、白木が生々しい設置直後のも

のから、年月を経て黒ずみ、朽ちかけて半ば倒壊しつつあるもの、手入れをすべき親族が転出してしまったのか、転倒したまま放置されたもの(写真4、5)に至るまで、島前のあちこちで、スヤの多様なあり方を見ることが出来る。

一般にスヤは、遺体の埋葬地点の上に置かれ、石やコンクリート・ブロックを重しにして固定する。そのなかには野位牌を収め、スヤ花(写真6)などの飾り物、線香用の香炉、灯明などを安置し、さらに故人の生前の好物などを供える。通常、四十九日(神葬祭では五十日)までは、故人の俗名もしくは戒名と命日を記した長さ二・五メートルほどの白い幟——「野旗」とか「銘旗」とか称する——を立て(写真7)、さらに一周忌までは、年長者を中心に遺族が毎日拝礼して供物を上げるという。以前は、埋葬後数年を経てスヤが朽ちてきて初めて、「石塔」を建てていた。その際、スヤと野位牌は、神職による修祓や住職による読経の後、焼却した。あるいは地域によってはそのまま墓地の脇に放置するところもあるという。もっとも、先祖代々を祀るいわゆる家墓——島前では墓石の造立年代を見るかぎり、戦後になってから徐々に普及したように思われる——の場合には、従来通りスヤは設置しても、当然のことながら個人の石塔は建てない。また、火葬の場合にも、墓が納骨式であると否とを問わず、スヤが設けられることが多い。

さらに島前では、種々の伝統的な葬送習俗が、スヤをめぐる展開されている。たとえばワラジ・下駄などの履物や菅笠を供えたり(写真8)、魔除けの鎌を置いたり突き立てたりする(写真9)、さらには板塔婆・六角塔婆(写真10)や杖を立てたりするのは、いずれもスヤの下や前後である。もちろん、これらの葬送習俗の具体的なあり方は、狭い島前でも地域によって相違し、また各家によっても異なる。そこには宗派による相違——たとえば六角塔婆は真言宗の儀軌に由来する——もあろうし、あるいは各々の神職や住職の個人的な方針や嗜好に起因する側面もあるだろう。けれども他方で、ワラジの代わりに真新しいサンダルや故人が生前愛用していた革靴が供えられ



写真7 海士町福井



写真6 海士町菱浦



写真9 海士町福井



写真8 西ノ島町浦郷



写真11 海士町崎



写真10 西ノ島町浦郷

たり（写真11）、菅笠の代わりに麦藁帽子が供えられるといった代替現象に見られるように、既成の宗派による相違というよりも、むしろ伝統的な葬送習俗の変容あるいは個別化ととらえた方がよい部分も大きい。

そのような葬送習俗の変容は、灯明の上げ方にも窺うことができる。スヤには、様々な飾り物や供物とともに、灯明が上げられる。以前は灯明からの失火でしばしばスヤが焼失することもあったとされ、近年では、風が吹いても消えたり燃え移ったりしない工夫を施した、いわゆる「コップロック」が一般に用いられる。ところが最近になって、スヤのなかにランプを持ち込んだり（写



写真12 西ノ島町浦郷



写真13 西ノ島町浦郷

真12)、電線を引き込んで電灯を灯し続ける(写真13)例が現われ始めている。とくに後者はもっぱら、西ノ島随一の町場である浦郷の墓地でのみ見られる現象であるが、ここ四、五年で急速に普及しつつある。死者に対して灯明を上げるという伝統的な習俗自体は維持しながらも、手がかからず失火の心配もない利便性の追及を動機として、電灯による灯明という新たな方式が支持を集めているのだろう。

ところで、先にも触れたように島前では神葬と仏葬が混在しているが、そのいずれの場合でもスヤは設けられている。言い換えれば宗旨の違いとスヤの設置とはまったく無関係なのであるが、島前の場合にはむしろ、徹底した廃仏毀釈の歴史にもかかわらず、一種の神仏習合的な感覚を指摘することができる。死人が出て葬儀の依頼に赴くとたまたま住職が不在だったので、仕方なくその足で神職に頼みに行ったりという、ほとんど冗談のような話はさておくとしても、たとえば、元来は神葬祭の葬具であるはずの銘旗が仏式の葬儀に際しても立てられて、戒名や種字、名号等が記される。あるいはまた、盆の期間中もスヤには銘旗が立てられ、遠目にはさながら

ら白旗が林立したように見える墓地もあるが(写真14)¹⁰、ところによっては墓のまわりに注連縄や紐をめぐらして、南無阿弥陀仏や南無金剛遍照と記された色とりどりの紙片——「盆旗」あるいは単に「ハタ」と称する——を掛けたり(写真15)、墓やスヤの前に幣を挿したりする。しかも興味深いことに、それらの幣や盆旗は、必ずしも神葬、仏葬の別に対応するものではない。戒名が記された仏式の墓やスヤにも幣が立ち、逆に神式の墓やスヤにも盆旗が掛けられるのである(写真16)。とくに、いわゆる新仏の場合には、幣が立錫の余地もないほど挿され、盆旗もびっしりと掛けられている(写真17)。宗旨に関わりなく、できるだけ多くの幣を立て、できるだけ多くの盆旗を掛けることが、新仏に対する供養になると観念されているのであろう。また、西ノ島では八月一六日の早朝、海に流される大型の精霊船が盆の風物詩として有名であるが(写真18)、満艦飾のようなその飾りに用いられるのは南無阿弥陀仏と記された盆旗であり(写真19)、同時に精霊船の船べりには幣が挿し立てられているのである(写真20)。ここまで来ると、葬儀や墓に関わる島前の人々の態度には、仏教や神道など既成宗教の枠組みにあまりこだわらない、いわば神仏一致的な感覚を読み取ることもさえてできるだろう。このような感覚は、あるいは明治初年の廃仏毀釈以降、神葬祭による葬制の一部が以前からの葬送習俗のなかに取り込まれ定着していった結果かもしれない。

いずれにせよ、島前においてスヤの設置は、通常の葬送習俗の一環として宗旨に関わりなく今なお受け継がれている。島根県下——たとえば島後、島根町、八束町など——や鳥取県、岡山県¹¹など、近隣諸地域に見られる墓上施設(写真21、22、23、24、25、26)と比較してみても、島前のスヤは、広範囲にわたって濃密に分布し、より洗練され、さらには多様なヴァリエーションを示しているという点において、独自の進化を遂げているといっても過言ではない。



写真15 西ノ島町波止



写真14 西ノ島町浦郷



写真17 海士町菱浦



写真16 海士町菱浦

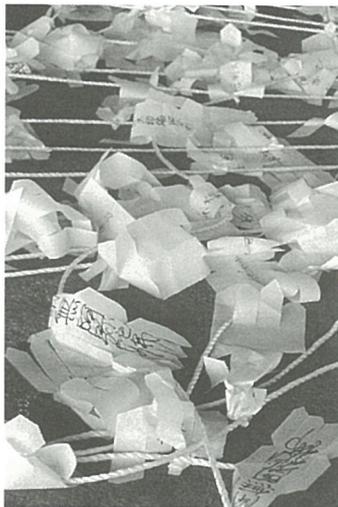


写真19 西ノ島町浦郷

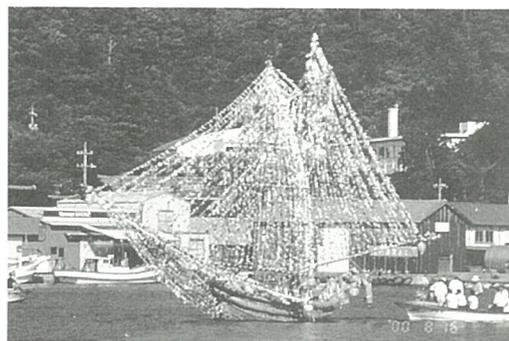


写真18 西ノ島町船越



写真20 西ノ島町船越

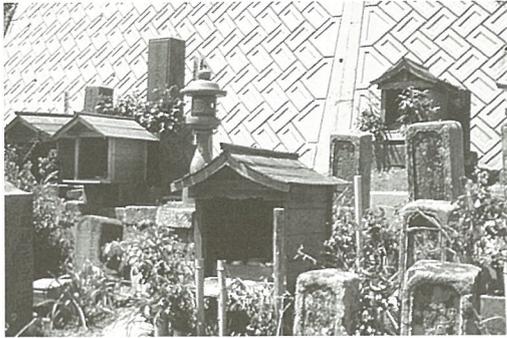


写真22 島根町野波

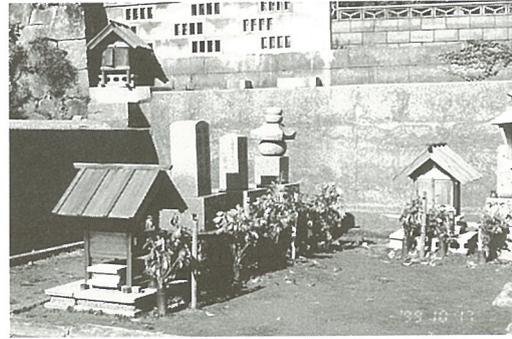


写真21 西郷町中町



写真24 鳥取県大山町飯戸



写真23 八束町波入



写真26 岡山県新庄村浦手



写真25 岡山市大井

2 葬送習俗におけるスヤの位置づけ

スヤの設置は元来、土葬の際の葬送習俗として始まったものであるが、火葬に移行して二十年以上経過した西ノ島町においても、スヤはいたるところで当然のように設けられている。たとえば、すべて納骨式になっている浦郷の墓地でスヤが林立している情景はすでに見た通りであるが、西ノ島の西端に位置する三度集落^{みたへ}では、墓は納骨式ではなく、今もアザ（墓穴）掘りが出て、棺の代わりに骨壺（骨箱）を埋める以外、埋葬地点にスヤを置くことも含めて葬儀の進め方は土葬の場合とほとんど変わらないという。一方で火葬場がない知夫村では、たとえば村人が本土で死亡した場合にも、遺体をフェリーで搬送して埋葬し、あるいは火葬に付した後で遺骨を持ち帰り、土葬と同様に墓穴を掘って骨壺（骨箱）を埋め、その上にスヤを置くという。これに対して興味深いのが、一九九八年から火葬場が稼働して土葬から火葬へ移行したばかりの海士町の事例である。

海士町では、火葬へ移行するに際して、年長者を中心に従来¹²の土葬への愛着を訴える声もあったが、過疎化と高齢化が進展するなかで、経費と手間がかかる土葬は維持し難く、火葬への移行はやむを得ない、とする意見が大勢を占めた。一九九八年四月に火葬場がオープンした後、当初の三件の葬儀こそ従来通り土葬であったが、六月以降一九九九年末に至るまでの約一年半の間で、海士町全体で五六件にのぼる葬儀は一〇〇%火葬であった。これに応じて納骨式の墓に改修するところも徐々に増えてきている。

このような火葬への移行を契機に、海士町では「まちづくり運動推進協議会」が、「葬儀・葬具について（申し合わせ）」という文書を配布し、葬儀の簡素化を呼びかけた。さらに海士町最大の集落である菱浦地区では、区長を中心として、葬儀の簡素化に向けた具体的な取り組みが図られ、火葬場オープンの一年後、『菱浦地区に於ける新旧葬儀のしきたり』という小冊子がまとめられた。この冊子では、菱浦地区における旧来の土葬の手順を詳細に説明した上で、火葬に対応する簡略化された

葬儀手順を新たに定めている。たとえば、従来¹²の土葬の際の葬列は、「先頭松明一對、2番ホウキ一對、3番杖一本、4番薙刀または斧槍一本、5番弓矢一對、6番死華花（神式菊、仏式紅梅白梅一對）、7番竹籠（果物入り）、8番五色旗（青色、黄色、赤色、白色、黒色の順）、9番名旗一本、10番棺、11番喪主、（位牌を持つ人）、12番遺影、13番水（茶瓶に水を入れたもの）、14番遺族親戚、15番スヤ注連縄も含む、16番しぶき、花立、17番一般参列者」の順であったとされる。もちろん実際にすべての葬儀でこのような葬列が組まれていた訳ではない——とくに薙刀、弓矢、竹籠、死華花は近年は用いられていなかった——だろうが、新たな規定ではそもそも葬列自体が廃止され、霊柩車に棺を納めた時点で弔問客は解散することになった。したがって葬列に付随する様々な飾り物・持物も一律に廃止され、アザ（墓穴）掘りを含む従来¹²の葬儀の間は大半が省略されて、葬儀全般の簡素化が図られたのである。そのなかでもとりわけスヤの存廃に関心が集まっていたことは、「菱浦区葬儀に関する要綱」（一九九七年一月策定。『菱浦地区に於ける新旧葬儀のしきたり』所収）に、「従前の持ち物は一切作成しない」という規定と並んで「スヤは原則として廃止し、スヤに代わる物として墓標を立てる」という一文がわざわざ付け加えられていることから推し量れる。結局、スヤを廃止することも含めて、このような葬儀の簡素化が、火葬場のオープン直前に、菱浦地区全体の申し合わせとして一応了承されたのであった。

ところが実際には、火葬への移行後、他の簡素化の申し合わせはほぼ遵守されているものの、スヤだけは依然として設置され、銘旗もまた立てられている。¹² 火葬への移行を契機とする菱浦地区の葬儀簡素化の動きも、少なくともスヤに関するかぎり、失敗に終わったと見るべきであろう。逆にいえば、このようにスヤを廃止しようとする試みの挫折は、種々の伝統的な葬送習俗のなかでも、スヤの設置こそが最も強く人々に意識され、支持されていることの証左ではあるまいか。事実、なぜスヤを設けるのかという質問に対して、島前の人々から返ってくる一般的な反応は、

「あまりにも当たり前のことなので、スヤを立てる理由など考えもしなかった」というものである。スヤの設置はまさに、無意識のうちに受け継がれてきた伝統的な葬送習俗の中核に位置するといえるだろう。だからこそスヤは、火葬への移行後も、さらには納骨式の墓石の普及にもかかわらず、設けられ続けていると考えられるのである。

3 スヤの略史

ところで、島前における墓上施設としてのスヤの設置が文献上で確認できるのは、管見の及ぶかぎり、明治初年の神葬祭の手引きである「隠岐国葬祭式」⁽¹³⁾にまで遡る。その頭註に「素屋ト号スルハ設ルニ及ハス」とあるのがそれであって、この文言から判断するならば、明治初年以前、したがって少なくとも幕末の仏式の葬儀においては、スヤを設けることがすでに一般的な慣習となっていたことが窺える。逆にいえば、神葬祭への移行という一種の改革運動の過程で、スヤを設ける旧来の風習を廃止しようとしたのであろうが、近年の火葬への移行の場合と同様、この試みは頓挫せざるを得なかったようである。ちなみに「隠岐国葬祭式」では、「葬送ハ夜中ナルベシ行列ハ松明……火ノ用心アシキ時ハ小散米榊白幡一竿 或ハ赤幡青幡 是ヲ昇ニ死者ノ足ノ方ヲ以テ先ト行燈或提灯ニ換フヘシ 換フヘシ 棺ニ増ヘシ スヘシ 首ノ方ヲ先ニスルハ誤ナリトヤウニ列ブヘシ 其人之格式ニ準ヒ長柄傘鉾シタガ薙刀何ニテモ形代ヲ作りテ行列ハ現在ノ時ノ如クスベシ 幡ハ白紙ヲ用ユル一 周期日ノ祭ヨリ 墓所ニ建ル 幡ハ白布ヲ用ユルナリ」⁽¹⁴⁾として、葬列の順序が示されているが、当然のことながらそのなかにスヤは含まれていない。

興味深いことに、この当時、スヤという呼称は墓上施設を指す以外にも用いられていた。一八六九(明治二)年九月から翌年三月にかけて、島後の玉若酢神社宮司隠岐有尚と水若酢神社宮司忌部正弘——いずれも隠岐騒動を指揮した中心人物であり、「隠岐国葬祭式」の頭註にも神葬祭の祭文の書き手としてその名を連ねている——らが、隠岐全島の神社・小祠をくまなく踏査した際の「巡察日記」(曾根研三編『隠岐国神社秘録』「島根県総務部、一九五三年」所収)のなかで、スヤという

呼称が多用されているのである。その用法は、たとえば「少し高き杜に渡須の杜あり中の小社に而室スヤ作り也」(同書、六頁)とか、「葉王寺と云寺の傍ニ金比羅の杜あり、すや作りニ而小祠也」(同書、三四頁)といった形で、おそらく小祠の特定の形状を指していたのではないかと推測されるが、それが具体的にどのようなものであったかは判明ではない。もとより、この当時の墓上施設としてのスヤの形状もまったく不明であるが、あるいは「すや作り」の小祠と、何らかの共通点があったのかもしれない。

この後、墓上施設としてのスヤに関する文献上の記述は、しばらくの間確認することができない。たとえば、先の註(10)で引用したように、一八九一(明治二五)年当時のラフカディオ・ハーンの紀行文「伯耆から隠岐へ」には、西ノ島浦郷の墓地で盆期間以前からはためく銘旗の描写はあるが、スヤについては言及がない。ハーンは同じ文章のなかで、菱浦滞在中に神葬祭による子供の葬列に出会った体験も書き記しているが、やはりスヤについては何も触れていない。⁽¹⁵⁾

墓上施設としてのスヤについて、形状もはっきりと知ることのできる、おそらく最初の記録としては、一九三一(昭和六)年に撮影された二葉の写真がある。⁽¹⁶⁾ ここには、海士町菱浦の旧家であった小谷家当主の、黒住教による葬列の様子が鮮明に記録されており、島前における昭和初期の葬送習俗を窺う上で、きわめて貴重な資料といえる。写真27は葬列を前方から撮影したものであり、杖、松明、箒、榊、弓矢、五色幡、高張り提灯、「故黒住教三級信教小谷甚太郎比古之柩」と書かれた銘旗、三名の神職が続ぎ、さらにその後にはスヤが見えている。写真28にはこの葬列の後半部分が写っており、四門と囲垣が設えられた棺台の上に寝棺が安置され、その上にスヤが載せられているのがはっきりと分かる。よく見るとスヤには白布が巻かれ、その下にはおそらく魔除けの刀らしきものが写っている。この写真では、銘旗が棺の後ろに続き、その後には白木の墓標が見えている。さらにその後を多くの親族縁者や会葬者が正装で付き従っている。スヤ自体の形状は、現在見られる形とは

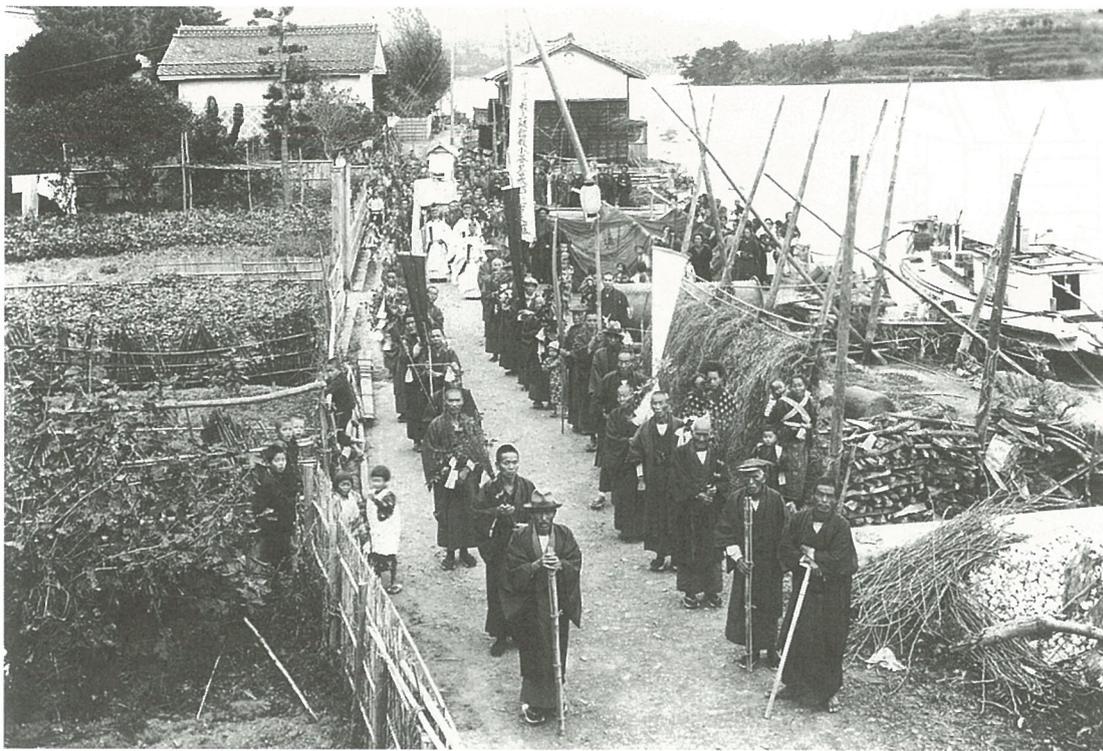


写真27 海士町菱浦 (吉川義光氏提供)

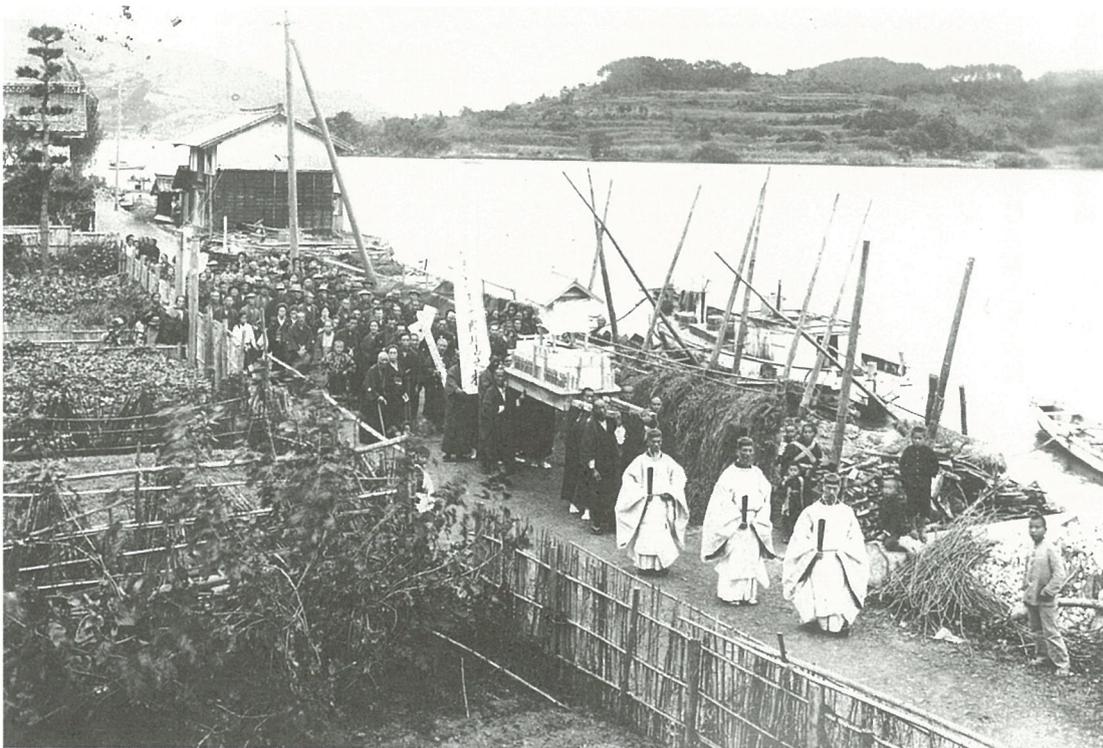


写真28 海士町菱浦 (吉川義光氏提供)

ぼ同じで、少なくとも昭和初期からこの形状が受け継がれていることが明らかになる。もっともこれは、旧家の盛大な葬列の特殊な事例であって、だからこそ記念撮影が行なわれもしたのだろうが、一般の葬列がどのようなものであったのか、さらにはスヤがどの程度設置されていたのかは不明のままである。

さて、この写真が撮影されてから二年後の一九三三(昭和八)年に発行された『旅と伝説』「誕生と葬礼特輯号」には、水島亮が、「隠岐の国」というタイトルのもとで、島前・島後の葬送習俗の一端を一括して報告しており、そのなかでスヤに言及している。

墓は大抵部落の少し高目の南受けに集在して居る此の墓地にある墓石は阿弥陀川石が最も多く、これについて五箇石(本島五箇村産で不質硬度光沢等阿弥陀川石に甚だ類似す)が多い。此は有産階級の墓石で、無産者の墓石は来海石(出雲産)が多い而して此の墓石はたいいてい三年か五年長きは十年以上を経過して始めて建立する。それまでは俗称「スヤ」と呼ぶ木製のものを置くこれは神仏いずれも同じだ……(『旅と伝説』六一七「誕生と葬礼特輯号」一九三三年、一四四頁)。

スヤの圖

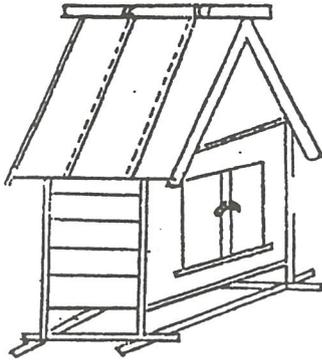


図2 出典：『旅と伝説』6-7, p.144

そこにはスヤの模式図(図2)が添えられており、先の小谷家の葬列の写真でも確認したように、切妻・妻入りで開き戸をもつ高床式の木製の屋形という、現在に至るまでのスヤの基本形を示している。⁽¹⁷⁾ おそらく水島のこの記述が、島前のスヤに関する客観的な報告の最初の例と言ってよいだろう。同時にこれは、次節で詳しくみるように、墓上施設が民俗学的調査の対象として選び取られるようになる時期と一致してい

る。たとえば柳田国男が、葬制・墓制に関わる民俗語彙を蒐集・整理した『葬送習俗語彙』(民間伝承の会、一九三七年)には、スヤに関して次のような記述が見られる。

スヤ 対馬の比田勝、杵岐、隠岐等の島々で、墓を蔽ふて置く屋形のこと。隠岐では墓石は大抵三年五年、遅きは十年以後に初めて建立する風であつて、それまでは木造のスヤで覆て置くといふ(葬号)。スヤは元来、母屋以外の小屋を意味する語にすぎないが、之が墓制用語である地方では、一般民家に使用することを忌むのは当然である(柳田国男『葬送習俗語彙』〔復刻〕国書刊行会、一九七五年)、一六一頁)。

文中の隠岐のスヤに関する説明は、一見して、前出の『旅と伝説』「誕生と葬礼特輯号」における水島亮の記述に依拠していることが分かる。これに対して、対馬の比田勝の事例は、おそらく柳田が一九三一(昭和六)年に対馬を訪れた際の直接の見聞に基づく⁽¹⁸⁾と推定される。同じ旅行で柳田は対馬から杵岐にも渡っており、彼自身による直接の言及はないものの、杵岐の事例の指摘も、その時の見聞による可能性が高い。⁽¹⁹⁾

いずれにせよ、同じスヤという名称で呼ばれる墓上施設が、日本海西部に浮かぶ対馬海流沿いの離島に共通して見られるという事実は興味深い。⁽²⁰⁾ 島前のスヤを考えるためにも、対馬・杵岐の事例を一瞥してみたいが、その前に、民俗学において屋形型の墓上施設がどのように論じられてきたのか、その概略を手短かに辿っておく必要がある。⁽²¹⁾

二、日本民俗学における墓上施設論

1 柳田国男の墓上施設論

一九二九年に発表された「葬送の沿革について」(『人類学雑誌』四四一六)が、

柳田国男の葬制・墓制論の出発点となっていることは、ここで改めて指摘するまでもあるまい。彼は、自身の出身地、兵庫県神東郡辻川村（現神崎郡福崎町）での「三昧」——遺体の埋葬地——をめぐる幼時の記憶を手がかりに、いわゆる両墓制⁽²³⁾を日本の墓制の基本形として位置づけ、さらに南島における風葬・洗骨習俗からの類推によって、両墓制の背景に二重葬を想定したのであった。この時点ですでに柳田は、両墓制成立の要因を「祖霊の信仰、家の固有の宗教」（『全集』第二八卷、一〇〇頁）に見出し、死者の霊が宿る石塔こそが本来の墓であり、遺体を埋葬する「第一次の葬地」は、死穢を払って「魂と形骸の分離」（同書、一〇二頁）を実現するための一時的な仮の墓所であった、と主張する。ここには、晩年の『先祖の話』にまで連なる柳田祖霊論の原点を読み取ることができるが、祖先崇拜の説明のために両墓制に関心を集中させる柳田の視角そのものが、民俗学界でも疑問視されていることは周知の通りである。⁽²³⁾

ただここで注目したいのは、すでにこの「葬送の沿革について」のなかで、種々の墓上施設に関する言及が見られる点である。たとえば「葬地」における埋葬地点の目印として樹を植えたり自然石を置いたり、さらに「例の犬除けの竹を傘の骨の形に刺し蔽う」（『全集』第二八卷、九九頁）事例が紹介されている。これらは、後の『葬送習俗語彙』では「墓じるし」として一括される墓上施設の例と見ることができ。もとより、祖霊の宿る石塔こそが本来の墓であるとする柳田の観点からすれば、「第一次の葬地」への埋葬は、死穢にまみれた遺体の「一種の忘却方法」（『全集』第二八卷、一〇〇頁）のはずであったから、このような「墓じるし」は後代になってからの派生物と見なされざるを得ない。

他方で柳田は、墓所で遺体を安置する仮の小屋を沖永良部島で「モヤ」と呼んだことに着目し、「モヤは疑も無く古史に見ゆる喪屋であつて、後年は期間が短くはなつたが、喪屋に籠るの風は内地にも残つて居る。常民はたゞ通夜と称して、家の内に集まるだけになつたが、元はその喪屋を構へた場処が、即ち第一次の葬地であ

つたこと、思ふ」（同書、一〇六頁）と述べる。柳田は、「葬地」で遺体を安置し親族が籠もる小屋、さらには通夜の風習をも、古代にまで遡る喪屋習俗の残存ととらえたのである。

「葬送の沿革について」には屋形型の墓上施設に関する言及はないが、その後、民俗学関連の雑誌——水島亮の報告「隠岐の国」が掲載されていた一九三三年の『旅と伝説』第六年七月号「誕生と葬礼特輯号」はその典型である——や郡誌・民俗誌等において葬制・墓制に関わる報告が蓄積されていく過程で、屋形型のものをも含むさまざまな墓上施設が全国各地で見出されるようになる。これらの報告を素材として柳田は、日本の葬送習俗に関連する語彙の蒐集・整理を試みる。その成果の一部は、一九三四年の「葬送沿革資料」（『宗教研究』新一—一五）に発表され、さらに一九三七年には、大間知篤三の協力のもとで大幅に拡充されて『葬送習俗語彙』として刊行されるのである。すでに触れたように本書では、自然石を置いたり、塔婆や割竹を挿したりする等の墓上施設は、石塔造立までの埋葬地の目印としてとらえられ、「二〇、墓じるし」の項目に一括されていた。この「墓じるし」の項目の冒頭に置かれた解説では、西日本を中心に分布する「屋形の覆ひ」にも触れているものの、これに関する実質的な記述はなく、屋形型の墓上施設を表わす民俗語彙は、別個に立てられた「二三、喪屋・霊屋」の項目に集められている。その冒頭には次のような解説が添えられていた。

貴人の凶礼に際して喪屋を建てたことは、古書に数多く現れて居るが、その詳細は知る由もない。我々は民間に伝承されたるものによつて、此問題の理解に努める。既に幾箇所かで此遺風と認められる事に関して述べて来た。今日西日本に多い墓上の屋形も亦、此一つの残留形式ならんといふ想像を私は抱いて居るのである（柳田国男『葬送習俗語彙』、一三七頁）。

要するに、『葬送習俗語彙』において柳田は、自然石や「狼はじき」のように、単に埋葬地点を表示する墓上施設Ⅱ「墓じるし」と、屋形型の墓上施設Ⅰとを区別し

てとらえ、後者を古代の喪屋の残存と位置づけたのである⁽²⁴⁾。そして、前節で引用したスヤに関する『葬送習俗語彙』の記述が、この「二三、喪屋・霊屋」の項目に分類されていたことはいまでもない。もっとも柳田自身はこれ以降、墓上施設への関心を失っていき、また民俗学界でも長い間、その実質的な研究はあまり進展がなかった。ただ、屋形型の墓上施設を古代の喪屋の残存と見る柳田の説だけはそのまま引き継がれており、たとえば『民俗学辞典』（東京堂書店、一九五一年）の「喪屋」の項目や、井之口章次『日本の葬式』（早川書房、一九六五年。筑摩叢書、一九七七年、一四一頁以下）の記述などは、その典型例と言えよう。また最近では『日本民俗大辞典』（吉川弘文館、一九九一年）の「霊屋」「喪屋」の項目にも、同様の記述が見られる。

2 近年の動向

ところが近年、屋形型も含めて墓上施設全般を具体的に検討する論考がようやく現われるようになった。たとえば五来重の『葬と供養』（東方出版、一九九二年）は、該博な宗教史的知識を縦横無尽に駆使しつつ、日本の伝統的な墓制・葬送習俗を網羅する百科全書とも言うべき大著であるが、古代的な殯もがりの観念——五来によれば、災禍と疫病をもたらす「凶癘魂きょうれい」としての死霊を封じ込め鎮魂する——に還元して、墓上施設を説明しようとする。五来は、多様な墓上施設を、青山型、忌垣型、モンドリ型、霊屋型、スヤ型、龍型、墓垣型、積石型、洞窟型の九類型に分類し、それらすべてを、「死体をかくし、霊魂を封鎖する構築物」（同書、八八頁）の、古代以来のヴァリエーションとして理解するのである。このなかにおいて屋形型の墓上施設は、柳田以来の定説通り、遺体を安置し、あるいは遺族が籠もった古代の殯宮の残存とみなされている。

また新谷尚紀は、『両墓制と他界観』（吉川弘文館、一九九一年）のなかで、全国の民俗誌の検討や自身の綿密な調査に基づき、多様な墓上構築物——新谷はこれを

「設えしづえ」と呼び、マクライシヤ木製の墓標等の単純な墓上施設は除外している——を、菰覆い型、屋根がけ型、ハジキ竹型、サギツチョ・モンガリ型、イガキ型、家型の六類型に分類する。さらに新谷は、それらの類型を構成要素に分解していくと、いずれも屋根と垣との組み合わせに帰着するととらえる。その上で、これらの墓上構築物はすべて「死者が埋葬されたのち、この世の存在からあの世の存在へと転換していくまでの不安定な状態にある一定の期間、人々が必要とした死者のいわば忌み籠りのための装置である」（同書、二一四頁。傍点は原文のまま）と結論づけ、さらに付け加えて「事例によっては、神社や寺堂のような形にしている例もみられるが、それはのちの展開であって、……死者に対するその後の継続的な祭祀や供養のための装置というのではなかったのである」（同頁）と述べるのである。もちろん、ここで言及されている「のちの展開」の事例が、島前のスヤのような屋形型の墓上施設を指すことはいまでもない。

さらに岩田重則は、『墓の民俗学』（吉川弘文館、二〇〇三年）において、両墓制と石塔の研究に偏重してきた従来の民俗学の墓制論を批判し、屋形型の墓上施設を古代の喪屋の残存と位置づける視点をもはっきりと退ける。その上で、とくに種々のマクライシ並びに割竹を円錐状に組んだサギツチョに注目し、その分析に依拠しつつ、すべての墓上施設が、「遺体から遊離する可能性のある死霊を、来訪神によって封鎖し安定した状態に回帰させるための装置である」（同書、七四頁）と結論する。岩田によれば、近世以降、仏教の影響下に普及する石塔ではなく、それ以前から存続する種々の墓上施設こそが、日本人本来の墓のあり方を示しているとされるのである。

これら三者の立論は、それぞれ依って立つ視点到相違はあるものの、屋形型を含むすべての墓上施設が、死者・死霊を現世から隔絶させるための装置として成立した、ととらえる点では一致している。さらに新谷と岩田は、屋形型の墓上施設を古代の喪屋の残存と見なす呪縛からも解放されている。しかしながら、現時点での葬

送習俗の意味をすべて古代の殯観念に還元しようとする五来(25)の立論は言うまでもなく、新谷や岩田の場合も、現時点での各地の事例から過去に遡及して、日本における墓上施設一般の「本来的な」意味を一義的に確定しようとする試みには、いささか無理があるように思われる。(26) もちろん、墓上施設全般が、埋葬地点で死霊を封鎖するために設けられ始めた可能性は否定できないし、屋形型の墓上施設が古代の喪屋の残存である可能性も皆無ではあるまい。けれども、各地の墓上施設が急速に姿を消しつつある状況のなかで、そのような歴史的始源を一義的に再構成することにさほどの意義があるとは思えないし、この作業自体、実際問題としてはもはやほとんど不可能であろう。(27) むしろそれぞれの地域的・時代的背景のもとで展開される、墓上施設の個別具体的な様相を探るなかで、墓上施設の現時点での意味の一端を掘り起こすことの方が生産的ではないだろうか。

さて、いささか遠回りをしすぎた観もあるが、以上のような民俗学における墓上施設研究の動向も踏まえつつ、本題に立ち返って対馬と杵岐におけるスヤの諸相を眺めてみたい。

三、対馬・杵岐におけるスヤの諸相

1 対馬のスヤ

対馬の墓制に関しては、大間知篤三が「両墓制の資料」(柳田国男編『山村生活調査第二回報告』、一九三六年)で取り上げた二三箇所(28)の事例のなかに、武田勝蔵「対馬木坂地方の産小屋と輪墓」(『民族と歴史』二―三、一九一九年)が含まれていたこともあって、九州では稀な両墓制の所在地として脚光を浴び、多くの民俗学者たちが調査を試みている。(29) それらの報告のなかで、墓上施設としてのスヤに言及される場合も多い。けれども対馬のスヤに着目した最初の例は、第一節でも触れたように、柳田国男「対馬北部見聞」(『民間伝承』五一―八、一九四〇年)に見られる

以下の記述である。

是は昭和六年「一九三二年」の四月中旬、釜山から対馬へ渡った時の記録に僅かばかりの記憶を加味したもの、或は誤りがあるかも知れない。……豊崎村比田勝に上陸して、先づ西ノ泊といふ部落を訪れて見た。村のはづれの少し高みになつて居る処に、幾棟かの木造建築の倉が竝んで居る。……西ノ泊でも倉場の上の岡が墓場になつて居る。……新しい墓の上には家形の覆ひを設け、それをこゝではスヤと謂ふ。墓の上にはカブリイシを載せてある。信州諏訪などで屋根に葺くやうな平石をむき出しに置くのである(『全集』第三〇巻、二七九頁以下)。

西泊にかぎらず対馬のスヤは、埋葬地点に大きくて平らなカブリイシを載せた上にスヤを安置し、なかに位牌と供物を置くのが一般的であったとされる。(29) 柳田がスヤを目撃した上対馬町西泊の「倉場の上の岡」の墓場は、天台宗西福寺の裏手にある山腹の墓地であったと思われるが、私が二〇〇二年八月に訪れた時点では、スヤはまったく見当たらなかった。一九七四年夏に当地で調査を行なった赤田光男は、「二―三年前から火葬が多くなり出した。火葬の場合はスヤの風習もなく、ただ火葬骨を累代之墓の地下につくられた納骨所に納骨するのみである」(赤田『祭儀習俗の研究』、一七二頁以下)と述べており、火葬の普及に伴って、西泊ではすでに一九七〇年代からスヤが姿を消していたことが窺える。

スヤを設置する習俗が衰退していることは対馬の他の地域でも確認できる。たとえば、『対馬西岸阿連・志多留の民俗——対馬西岸地域民俗資料緊急調査——』(長崎県教育委員会、一九七三年)によれば、対馬南部の巖原町阿連地区では、杉か松で大工が作ったスヤは葬列には含まれず、集落の年長者が事前に墓地に運んでおいた。埋葬後、ラブセキ(カブリイシ)の上にスヤを置き、位牌、ワラジ・下駄などの履物、造り花、故人の生前の好物等を納める。(30) スヤの前面には「安楽堂」の文字を書き(図3参照)、旧家の場合には、屋根の上に燕の作り物を立て、扉に烏や連

の花を描いた。そして、少なくとも三回忌までは石塔を建てなかったという。だが、一九九六年、それまで集落内に散在していた墓地を一つにまとめて現在の共同墓地が完成して以来、状況は一変した。工事はすべて福岡の石材業者が請け負い、墓地はコンクリートできれいに整地・区画され、御影石で同じ規格に作られた納骨式の家墓が整然と立ち並んでいる(写真29)。都市部の近代的な霊園を彷彿とさせるこの墓地には、スヤの影も形もない。

二〇〇二年八月、駆け足の踏破ではあったが、私が対馬を縦断した時にスヤを確認できたのは、厳原町の与良院内・豆酸・佐須瀬、峰町の中里・青海おまへの集落だけであつた(写真30、31、32、33、34)。写真を見ても分かるように、スヤはそれぞれの墓地に数基、散発的にしか設けられておらず、しかも古びて壊れかけたものが大半で、新しいスヤはほとんど見かけなかった。スヤの形状は、切妻・妻入りの長方形という点では共通しているが、寸法や材質、細部の意匠はまちまちで、また造作として洗練されていない素人造りのものも多い。もちろんそれらの相違には、地域差に起因するものもあるだろうが、他方で、スヤを設置する習俗そのものが滅び行きつつあることを示しているようにも思われる。実際、どの地区でも、火葬になつて納骨式の墓が建てられるようになると、スヤは設けなくなるといふ話であつた。ちなみに現在では対馬全域の火葬率はほぼ一〇〇%であり、また、ここ十年来、本土からの石材業者や葬祭業者の進出が目覚ましく、阿連地区に見られるように、旧来の伝統的な葬制・墓制の変容に拍車をかけているともいふ。

2 杵岐のスヤ

対馬とは異なつて両墓制が存在しない杵岐の場合、葬制・墓制に関して外来の研究者による民俗学的調査はほとんど行なわれていない。³⁴⁾ 管見の及ぶかぎり、杵岐のスヤに関する最初の言及は、在地の民俗研究者山口麻太郎による「スヤ 墓の上に安置して位牌を入るる白木の厨子」(山口麻太郎『杵岐島方言集』「刀江書院、一九

三〇年) という記述であろう。山口はさらに『杵岐島民俗誌』(一誠社、一九三四年)においても、当時の杵岐の葬送習俗を詳細に書き記すなかで、「墓には毎晩アカリをつける。浦部では、スヤと云つて家形の箱を墓の上に置きこの中にまつる」(『日本民俗誌大系』第二卷「角川書店、一九七五年」に再録、二五六頁)と、ごく簡単に触れている。杵岐においてもスヤは葬列に含まれておらず、山口自身、当時の伝統的な葬送習俗としてはさほど重視していないように思われるが、ともかくも昭和初期に、位牌や灯明を入れる木製の屋形型臺上施設——厨子という表現からすれば、おそらく開き戸であつただろう——としてのスヤが、杵岐の海岸部に分布していたことは確認できる。

二〇〇三年と二〇〇四年の秋に私が杵岐を回ったかぎりでは、たとえば杵岐随一の町場である郷ノ浦地区など、地域によってはまったくスヤを見かけないところも多いが、海岸

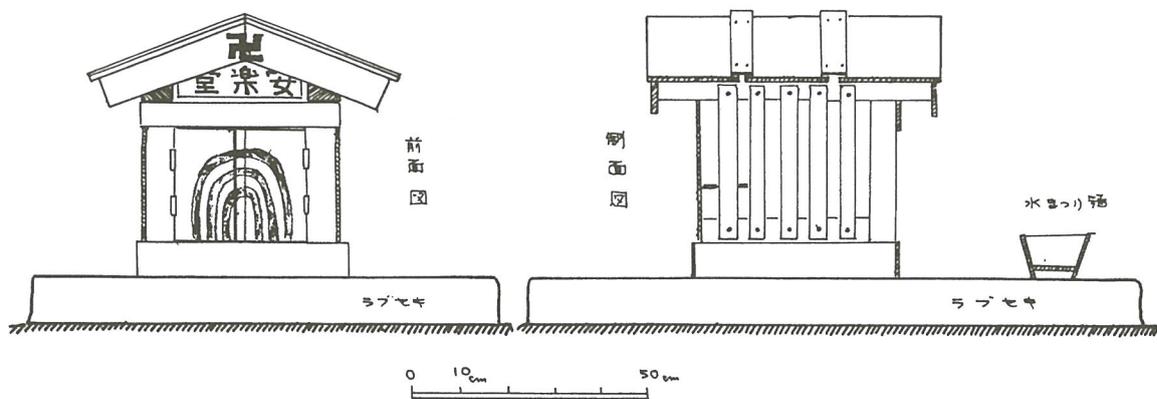


図3 出典：『対馬西岸阿連・志多留の民俗』p.104



写真30 厳原町与良院内

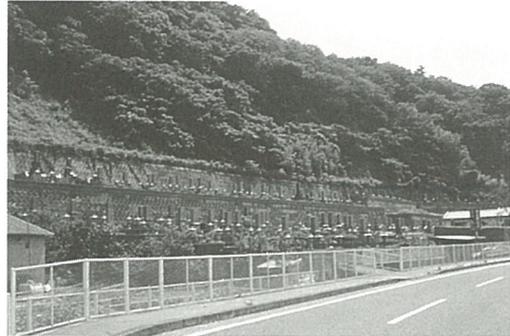


写真29 厳原町阿連



写真32 厳原町佐須瀬



写真31 厳原町豆酸



写真34 峰町青海

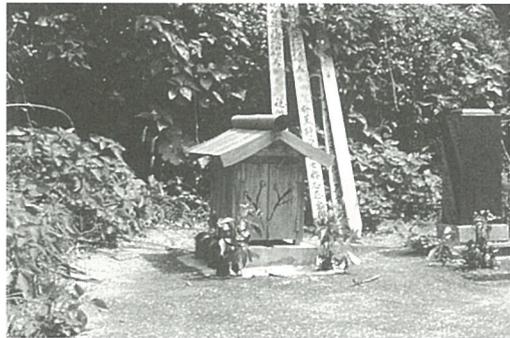


写真33 峰町中里

部を中心にスヤは今も設置されている。杵岐では一般に、埋葬地点に平らな石を積み重ねて——現在はコンクリート・ブロックを立方型に積み上げている——、その上にスヤを置く。元来はスヤが朽ちてから石塔を建てていたのも、隠岐島前、対馬の場合と同様である。

現在、杵岐のスヤの形状には二種類あって、一つは切妻・平入りで引き戸をもつ長方形の屋形である（写真35）。このタイプは杵岐全域に見られ、木工所で製作されたものを、数社ある地元の葬祭業者が取り扱っている。ベニヤ板などで簡素に作られた小振りのもので、価格も比較的安価である。複数の葬祭業者に聞いたところでは、郡部の葬儀件数の二〜三割程度は、このスヤを墓地に置くという。これに対して今ひとつの形状は切妻・妻入りで、ガラスを入れた格子の開き戸をもつ正方形の屋形である（写真36）。このタイプは、杵岐でも東部の芦辺町の町場である瀬戸浦地区にのみ見られるもので、



写真36 芦辺町瀬戸浦

稼働してすでに四十年近くになり、今は葬儀のほぼ一〇〇%が火葬である。現在のスヤ（位牌箱）の置き場所としては、骨壺を埋めた地点に積み上げたブロックの上（写真37）、納骨式の家墓

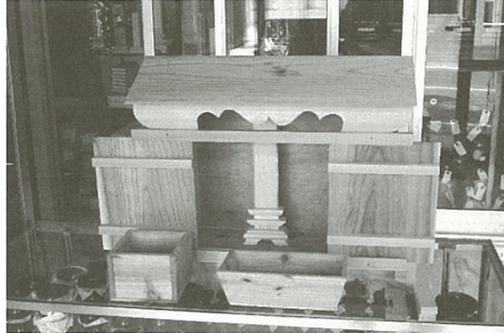


写真35 郷ノ浦町本村触

在は大工や左官職、建具職一〇名ほどが加盟している——が一括して作り置き、瀬戸箱崎にある曹洞宗長徳寺に預けて販売している³⁷⁾。瀬戸浦の墓地では、この正方形の位牌箱を至るところで目にするが、長徳寺住職の話によれば、納骨式の墓の普及とともに、最近位牌箱を置かないケースが増えてきて、組合に納めてもらった位牌箱がなかなかなくなるといふ。志岐では、郡宮の火葬場が一九六八年に

この地区ではもっぱら「位牌箱」と呼ばれている。これはかなり頑丈に作られ、屋根や側面・背面を青色や茶色のトタンで覆って、ブロックの上に針金などで結び付けて固定しているものが多い。さらに位牌箱とその前に置く下駄箱、背後に立てる十三仏——瀬戸浦地区近辺に独特の葬具で、角塔婆の左右に合計一三枚の板塔婆を並べたもの³⁶⁾がセットになっている。この位牌箱は、以前は瀬戸浦地区の大工が

を建てる前の敷地に積み上げたブロックの上（写真38）、納骨式の家墓の上ないしは脇のブロック積みの上（写真39、40）の三種を大別することができる。しかし、とくに三番目の納骨式の家墓の場合には、スヤ（位牌箱）を設けない割合が大きくなっているといえる。

一方志岐では、スヤ（位牌箱）を設けない場合でも、ほとんどすべての墓にワラジなどの履物が供えられ、また盆や年忌の法要には紙製の施餓鬼旗がごく普通に墓にかけられている。さらに四十九日忌に団子、洗米、飯を供えるミズマツリを行ったり（写真41）、ところによっては葬儀の際に竹で作ったタツや花籠を用いたり（写真42）、あるいは芦辺町の八幡浦のようにもともとはスヤ（位牌箱）を設けず、角塔婆だけを立てる風習を受け継いでいる地区もある（写真43）。火葬の普及とともに簡略化されてきたとはいえ、志岐には、山口麻太郎が昭和初年の『志岐島民俗誌』で記録していた伝統的な葬送習俗がまだ断片的に残されているのである³⁸⁾。

四、墓上施設の現在——スヤの行方——

以上、駆け足で眺めてきた対馬・志岐の事例も視野に収めながら、墓上施設としてのスヤの、現在の意味を探ってみよう。

見てきたように、対馬ではスヤを設ける習俗は全域でほぼ消滅しつつあり、志岐では瀬戸浦地区のような一部の地域で、さかんにスヤ（位牌箱）が設けられていた。これに対して島前ではすべての地区で、スヤを設けることが今なお普通の葬送習俗として通用している。この違いはどこから生まれるのだろうか。言い換えれば、そもそも土葬の際の伝統的な葬送習俗であったスヤの設置が、火葬への移行後も存続し得るのはなぜだろうか。この問いに答えるにはさまざまな要因を考慮せねばならず、一義的に解答を提示することは困難であろうが、差し当たって、墓上施設としてのスヤの機能に関わる内在的要因と、スヤを製作し供給するシステムに関わる外

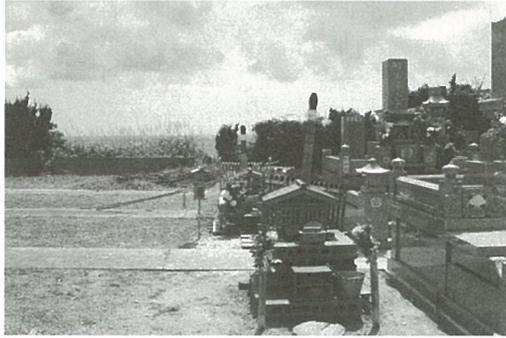


写真38 芦辺町瀬戸浦



写真37 芦辺町瀬戸浦



写真40 芦辺町瀬戸浦 (植村高義氏撮影)



写真39 郷ノ浦町元居



写真42 芦辺町国分 (植村高義氏撮影)

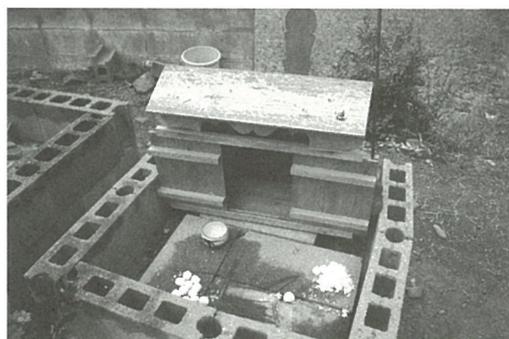


写真41 芦辺町諸吉仲触



写真43
芦辺町八幡浦

在的要因とを取り上げてみることにする。

そもその発端にまで遡ることはできないにしても、少なくとも民俗調査の記録や聞き取りから判断するかぎり、いずれの地域においてもスヤは、元来、土葬後に石塔を建てるまでの間の過渡的な墓標であると同時に、なかに野位牌を収納し、灯明を上げ、故人の生前の好物を供える場所であるという意味で、一種の祭壇、「拝みどころ」でもあった。そしてスヤが数年で朽ち果てて、その役割を終えると初めて、各人の石塔が建てられたのである。とすればスヤは、あくまで一時的な墓上施設であって、適当な期間で朽ち果ててゆくはずのものであり、実際、島前では「スヤは朽ちるまで手を加えてはならず、スヤがいつまでもあるのはよくない」といわれていた。

ところが近年、とくに島前や杵岐の瀬戸浦地区では、むしろスヤを永らえさせようとする傾向が強まっている。たとえば写真44は、島前の知夫村で撮影したものであるが、朽ちかけたスヤの屋根だけを葺き替え、ペンキを塗って補強している。これは何も特別な例ではなく、古いスヤを修繕したり、シートをかけて雨露をしのいでいるというのは、島前でも瀬戸浦地区でもよく聞く話である。同様の傾向はスヤの作り手の側にも見られる。たとえば、一九九九年からスヤの製作に携わっている海士町の元船大工は、素材として雨に強い杉の赤身——樹木の中心の目の詰まった部分——のみを用い、錆が出ないように特注で真鍮の釘を取り寄せているという。杵岐の瀬戸浦地区で近年、位牌箱をトタンで覆うようになってきたのも、同様の趣向といえよう。いずれの場合も、スヤ(位牌箱)は優に十年以上は保つようになつたとされる。

スヤの延命化とも称すべきこのような現象は、さしあたって故人への哀惜の念の表現として理解できるが、しかし同時に、火葬への移行に伴う家墓の普及に対応しているとも見ることも可能である。家墓の造立は、石塔を建てるまでの過渡的な墓標としてのスヤの性格を剥奪し、野位牌を安置する祭壇としてのスヤの機能を際立た

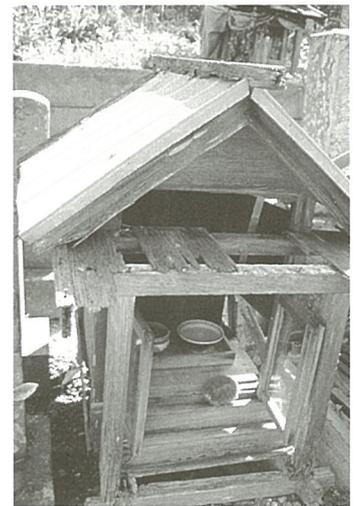


写真44 知夫村郡

せることになる。各人の石塔がなければ、故人を悼むための個別的なよりどころとしてはもはやスヤしか残されておらず、だからこそ、スヤはできるだけ長い間、維持されなければならぬ。「スヤがないと拝む

ところがない」、「スヤを立ててやらなければ故人がかわいそうだ」、「毎日そこに行つて話をするから、スヤがないと淋しい。石碑だけでは淋しい」、さらには「お墓とはスヤのことであって、墓石は単なる石塔にすぎない」等々、聞き取りに際してたびたび耳にしたこれらの表現は、まだ記憶に新しい身近な故人を個別に偲ぶよすがとしてのスヤという感覚を、如実に物語っている。とりわけ年長者を中心に、一周忌——場合によっては三回忌——まで、毎朝夕の墓参りが欠かせないとされる島前や瀬戸浦の場合、この感覚には切実なものがあるのだろう。

しかしながら他方で、人々のこのような感覚だけが、火葬移行後のスヤの存続を支えている訳ではない。実際、島前でも杵岐でも、大工が製作するスヤを安定して供給するシステムが作り上げられてきた。杵岐の瀬戸浦地区では、現在の「両屋根」の位牌箱は、敗戦直後、五、六十年前から大工たちが作り始め、さらにその販売は職人組合によって管理されつつ、地域の有力寺院に委託する形で定着していった⁽³⁹⁾。あるいは杵岐全域で見ても、四十年ほど前から、木工所で製作された長方形の簡素なスヤが、地元の葬祭業者の手によって販売されていた。一方、島前の場合、たとえば知夫村では瀬戸浦同様、大工がスヤの販売を寺院に委託する例もあったが、一九九七年からはJAが葬祭業に全面的に参入し、葬具一式を扱っている。たとえば西ノ島のJAでは、スヤはもちろん、内位牌と野位牌、卒塔婆、六角塔婆——西ノ

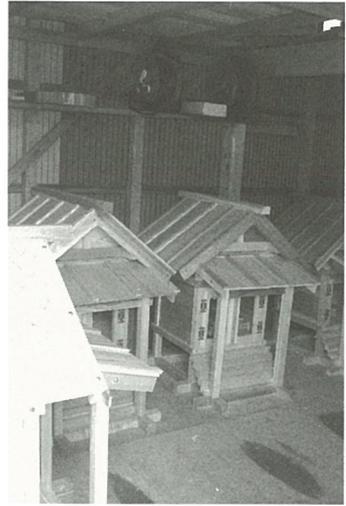


写真45 西ノ島町別府



写真46 西ノ島町別府

島ではこれを六道と呼ぶ

——、香炉やローソク立て、さらには菅笠、ワラジに至るまで、すべてが揃っている(写真45、46)。これだけの葬具をきめ細かく、しかも安価に揃えることができるのは地元元のJA

だけで、本土の業者が入り込む余地はない、と担当者は胸を張っていた。

とくに、伝統的な葬送習俗の担い手であった地縁組織・講組織が機能しなくなっていく状況のなかで、それに代わる地元元葬祭業

の取り組みのなかにスヤが位置づけられるという点が、スヤの存続にとって大きな意味をもっているといえるだろう。対馬でスヤが衰退の一途を辿っているのは、本土の大規模な葬祭・石材業者の急速な進出もさることながら、おそらく島前や壱岐のような地元元葬祭業者によるスヤの供給システムが形成されなかったこともその一因であろう。

もっとも、すでに見たように、壱岐の瀬戸浦でも、また火葬移行直後の島前海士町でも、スヤ(位牌箱)の設置率が低下していることは事実である。あるいは西ノ島の浦郷では、「スヤがないと淋しい」というのは年寄りだけだろう。私はスヤなんかない。けれどもスヤを立てないと身内が許してくれない。個人的には簡略化

したい人もいるが、周囲の目があるためになかなか言い出せない」という声も聞いた。スヤを設ける習俗が、すでに煩わしいしきたりとして意識され始めているということだろう。とくに四〇代以下の若い世代には、故人を個別に偲ぶよすがとしてのスヤという感覚は希薄であるようで、そのような世代差を嘆く声——たとえば「自分のときにはスヤを立ててもらえるのだろうか」といった——が、年長者の間ではよく聞かれた。今ひとつ、すでに繰り返し見てきたように、納骨式の墓の普及も、スヤ離れに拍車をかけているように思われる。西ノ島のように納骨式の墓が普及してもスヤが設けられ続けている地域もあるので一概には言えないが、真新しい形式のモダンな墓の造立を契機に、旧来のしきたりを脱しようとする心意が働くこともあるだろうし、あるいは納骨室のなかに野位牌を安置することで、スヤがもはや必要とされなくなる場合もあるのだろう。

このように、スヤを設ける習俗の存続には、様々な要因が絡まりあっている。現段階で推測できるのは、島前や壱岐においては、世代間の感覚のギャップや、納骨式の墓の普及といった諸々の負の要因を勘案しても、身近な故人を個別に偲ぶよすがとしてのスヤという感覚があるかぎり、当分の間、スヤは設けられ続けていくのではないか、ということである。

おわりに

隠岐島前に見られるスヤの諸相から出発して、墓上施設をとらえる視点の再検討も含め、さらに対馬・壱岐の事例も参照しながら、できるだけ具体的にスヤという現象を追ってきたつもりである。いささか紆余曲折を重ねつつ、しかも分析にはまだ不十分な点が多いが、伝統的な葬送習俗としてのスヤの設置が、その形態・機能を変容させつつ受け継がれていく様相を、ある程度は明らかにし得たのではないかと考えている。冒頭にも触れたように、このような事例もまた、現代日本社会にお

ける多様な死生観——過去からの伝統的な要素を引継ぎながら新たな状況のなかで日々変容を遂げている——の一端を表わしているといえるのではないだろうか。

当初、石塔のみが立ち並ぶ墓地しか知らなかった私にとって、墓地になぜスヤを設けるのかという素朴な疑問が、スヤに関する一連の探求の出発点であった。けれども翻ってみれば、もし当時の私が、墓地になぜ石塔を建てるのかと問われたならば、答えに窮したことであろう。石塔を建てる行為もまた、さまざまな変容を経ながら、ある意味では無意識のうちに受け継がれてきた伝統的な葬送習俗と見なすことができはざである。伝統的な葬送習俗や伝統的な死生観と呼ばれるものを実体視せず、冷静に相対化しながら眺めていくことの必要性、これこそが、スヤという現象から私が学んだ最大の収穫だったように思う。

註

(1) もちろん、厳密にいうならば、石塔(墓石)もまた墓上施設に含めてしかるべきであろう。しかし、たとえばいわゆる供養塔の場合、あるいは両墓制におけるいわゆる詣り墓などの場合には、埋葬地点ないしは納骨地点に石塔が建てられるわけではなく、また一般的な感覚からしても、半永久的な石塔は、その他の一時的な墓上施設とは別個に独自のジャンルを構成しているように思われる。

(2) このような墓上施設を民俗学の視点から概観したものとして、古くは柳田国男『葬送習俗語彙』(民間伝承の会、一九三七年。復刻版∥国書刊行会、一九七五年)、井之口章次『仏教以前』(古今書院、一九五四年。墓上施設を扱った部分は、最上孝敬編『葬送墓制研究集成 第四卷 墓の習俗』(名著出版、一九七八年)に再録)を挙げることができる。近年のものとしては、新谷尚紀「ハカの設え——死体埋葬地点の形状種々——」(『民俗と歴史』一、一九七五年。後に土井卓治・佐藤米司編『葬送墓制研究集成 第一巻 葬法』(名著出

版、一九七九年)に再録。さらに増補されて新谷尚紀『両墓制と他界観』(吉川弘文館、一九九一年)にも収録されている)、五来重『葬と供養』(東方出版、一九九二年)、土井卓治『葬送と墓の民俗』(岩田書院、一九九七年)、岩田重則『墓の民俗学』(吉川弘文館、二〇〇三年)等がある。

(3) 詳しくは小論第二節「日本民俗学における墓上施設論」を参照のこと。

(4) 拙稿「隠岐島前の墓上施設——『スヤ』の現象学に向けて——」(『山陰民俗研究』六、二〇〇一年)。

(5) 二〇〇四年一月一日現在の人口は、海士町二五四三、西ノ島町三五九〇、知夫村七三七であり(各町村のホームページによる)、また二〇〇〇年一〇月一日現在の高齢化率は、海士町三六・一%、西ノ島町三三・六%、知夫村四二・三%である(島根統計情報データベースによる)。

(6) 最近、知夫村で死者が出た場合にも、西ノ島町や海士町の斎場で火葬に付すケースが増えているという。

(7) 隠岐騒動とは、幕末の尊王攘夷運動の一環として、島後を中心に発生した一連の事件のことを指す。元来天領であった隠岐は親藩松江藩の預かり地とされていたが、一八六八(慶応四)年三月、神職や庄屋職——隠岐では「公文」と称されていた——らに先導された島後の島民約三〇〇〇名が決起し、松江藩の郡代を退去させて自治組織を設置したものの、八一日後、松江藩兵により鎮圧された。この隠岐騒動とそれに続く廃仏毀釈の動向については、さしあたって『隠岐島誌』(隠岐支庁、一九三三年。復刻版∥名著出版、一九七二年)の、とくに第一章「維新変動の顛末」と第二章「廃仏」、鷲尾順敬「隠岐の神仏分離事件の顛末」(辻善之助他編『新編明治維新神仏分離史料』第九巻「名著出版、一九八四年」所収)などを参照のこと。また近年の文献としては、内藤正中・藤田新・中沼郁『隠岐国維新史——隠岐騒動の再評価——』(山陰中央新報社、一九八六年)、中沼郁・齊藤公子『もう一つの明治維新——中村了三

と隠岐騒動——』（創風社、一九九一年）等がある。

- (8) 一八六九（明治二）年の四月から五月にかけて吹き荒れた廃仏毀釈の嵐の後、寺院が少しずつ復興されるようになるのは、一八七九（明治一二）年以降であった。この間の経緯については、横山彌四郎『隠岐寺院史——廃仏後における仏教の復興——』（私家版、一九七三年）に詳しい。

- (9) 現在は、出雲大社教あるいは黒住教による神葬祭がその大半を占めている。ただ西ノ島町では、神葬祭は今ほとんど行なわれていないという。

- (10) ラフカディオ・ハーンが一八九二（明治二五）年に隠岐を訪れた印象を綴った紀行文「伯耆から隠岐へ（From Hoki to Ōki）」にも、盆の直前に、西ノ島浦郷の墓地に白い銘旗が林立する様が描写されている。

浦郷は、たぶん美保関と同じくらいの大きさで、興味深い小さな町である。……錨を降している間に、不意に私の注意は不思議な光景に釘づけにされてしまった。町の屋根の上から段々に高く続いている急勾配の山腹の墓地に、長く尾を引いてはためいている形の定かでない白い荒涼としたもの、有様であった。墓場には灰色の墓石と仏像が溢れ、その墓のひとつひとつに奇妙な白い紙の旗が細い竹の先に結びつけてある。望遠鏡を通して見ると、その旗には「南無妙法蓮華経」や「南無大悲観世音菩薩」や「南無阿弥陀仏」などの仏教のお題目が書かれてあった。きいてみると、毎年盆前の一と月ほど、いろいろの飾りつけとありがたい品々といっしょに、墓の上にこうした旗をたてるのが浦郷の習わしであるということだった（錢本健二訳「伯耆から隠岐へ」）「平川祐弘編『明治日本の面影』講談社、一九九〇年」、一五六頁以下）。

明治も半ばを過ぎると、島前でも葬送習俗における仏教的要素が復活していたことがよく分かる。

- (11) 土井卓治「岡山県の新墓の施設と儀礼」(『岡山民俗』三十周年記念号、一九

七九年。同『葬送と墓の民俗』に再録)をも参照のこと。

- (12) もっとも、その後の経過をみると、スヤの設置は徐々に少なくなっている。葬祭用具の販売を一手に引き受けている海士町のJAで二〇〇二年八月に聞いたところでは、土葬時代にはスヤの設置率はほぼ一〇〇%であったものが、五割程度に減少しているという。その意味では葬儀簡素化の運動が半ば奏功したと言えなくもないが、しかし、葬儀の後にはスヤを立てるものだという意識は、年長者を中心に依然として根強い。

- (13) すでに触れたように、隠岐では、徹底した廃仏毀釈の後、すべての葬儀が神式で執り行なわれた。「隠岐国葬祭式」は、その際の簡便な手引きとして庄屋職（公文所）に布達されたものらしく、島前・島後のいずれにおいても写本として伝えられている。その序言に「皇国固有ノ葬祭ニ基ツキ常人ニ便ヨキ略式ノ書ト癸丑以来王事ニ死セシ有志士ノ葬事ヲ併セ記ス是ヲ神葬ト云其書ハ角田氏カ葬儀略有志士ノ葬事トハ京都東山及ヒ周防長門ノ諸団招魂場葬祭式ナリ」とあることから分かるように、京都東山霊山の霊明舎（現京都霊山護国神社）や長州下関の桜山招魂場（現桜山神社）等の事例——いずれも幕末における神葬祭の先駆とされる（村上重良「慰霊と招魂——靖国の思想——」『岩波書店、一九七四年』、七〇—一四頁）——も参照したようであるが、しかしその内容の大部分は、角田忠行『葬事略記』とほぼ同一である。いい換えれば「隠岐国葬祭式」は、刊本として流布していた角田忠行の『葬事略記』を本文として、隠岐の事情に合わせて若干の修正を加え、さらに序言と頭註を付して成ったものである。

角田忠行（一八三四—一九一八）は信州岩村田藩出身の平田派の国学者であり、後に熱田神宮の宮司を務めることになるが、彼が刊行した『葬事略記』は、明治初年の神仏分離・廃仏毀釈以後、神葬祭の簡便な手引き書として広く流布していたようである。たとえば唐沢貞次郎「松本藩廃仏事件調査報告」（辻善之助他編『新編明治維新神仏分離史料』第五卷「名著出版、一九八三年」所収）

では、信州松本藩の廃仏毀釈において『葬事略記』が広く用いられたとして、その全文を掲げているし(同書、三六五〜三七〇頁)、近藤啓吾「幕末維新に於ける神葬説とその実行」(同「儒葬と神葬」[国書刊行会、一九九〇年]所収)や、坂本是丸「近代の神葬祭の歴史と墓地の問題」(禮典研究会編『神葬祭総合大事典』[雄山閣、二〇〇〇年]所収)等でも、明治初年の神葬祭手引き書の典型例のひとつとして取り上げられている。出雲大社教西郷教会の吉田侑宮司によれば、角田のこの『葬事略記』は、島後の庄屋職の家にも残されていた、とされる(『神葬祭総合大事典』、三三四頁。吉田侑「神葬祭への道——隠岐における神葬祭——」[私家版、一九九六年]、七三頁)。

もっとも、『葬事略記』の刊本(私が参看したのは東北大学附属図書館蔵狩野文庫本である)自体には奥付がなく、その成立年代を直接知ることはできない。近藤啓吾も、一八七二(明治四)年三月——角田がいわゆる平田派国事犯事件に連座して山口藩に預かり処分となる——以前の出版であろうが、詳細は不明であるとしている(『儒葬と神葬』、二〇二頁)。また『角田忠行翁小伝』(熱田神宮宮庁、一九八九年)や『角田忠行と明治維新』(坂本是丸『明治維新と国学者』[大明堂、一九九三年]所収)等、角田の伝記的事実に関連する著述がある坂本是丸も、『葬事略記』の刊行年は不明としている(『神葬祭総合大事典』、一二八頁)。一方で唐沢貞次郎によれば、『葬事略記』は一八七〇(明治三)年に東京で出版されたものであるという(『新編明治維新神仏分離史料』第五卷、三六二頁、三六五頁)。

ところで『隠岐国葬祭式』は、『隠岐島誌』によれば、一八六九(明治二)年八月の日付のある写本が残されているとされる(同書、五四一頁)。また吉田宮司も、島後の玉若酢神社宮司の億岐家に残されていた明治二年八月付の写本を確認している(『神葬祭総合大事典』、三三四頁。『神葬祭への道』、七三頁)。この日付が事実とするならば、『隠岐国葬祭式』の原型となった『葬事略記』

の出版は明治二年八月以前に遡り、東京で明治三年に出版されたとする唐沢の記述とは齟齬を来すことになる。事実がいずれであるのか、現段階の私には判断できない。

他方で、私が参看した『隠岐国葬祭式』は、島前西ノ島町の焼火神社たきに伝えられた写本であり、日付は記されていない。同社の松浦康麿宮司によれば、これは葬儀に際して神職を要しない、いわゆる自葬祭の手順を記しているもので、遅くとも明治五年六月の太政官布告によって自葬祭が禁止される以前には成立していたものであろうとされる(松浦康麿「隠岐国における神葬祭」[島根県神社庁報]七五、一九八五年)、一頁、五頁)。とすれば、『隠岐国葬祭式』の成立年代は、不確定な要素が多いながらも、一八六九(明治二)年から一八七二(明治五)年にかけての間とするのが、現段階では妥当な線であろう。

(14) この葬列のうち、白幡二竿(赤幡青幡追加の場合あり)と形代の薙刀は、角田忠行『葬事略記』の規定には見られない。

(15) 該当箇所は次の通りである。

ある朝、別府に連れて行ってもらうために、小舟を備った。宿を出ようとすると、老いた女将が私の腕を押えて、大声で言った、「ちよっと待ってください。葬式を横切るのはよくない」私が町角を振り向くと、行列が海岸に沿って進んで来るのが見えた。それは神道の子どもの葬式であった。若者たちが、小さな白い幟と聖なる柳の枝を持ち、神道の象徴を捧げて、先頭に立つ。棺のうしろに、若い農婦の母親が声をあげて泣き、粗い青衣の袖で眼をふきながら歩いていった(錢本健二訳「伯耆から隠岐へ」[平川祐弘編『明治日本の面影』、一八六頁)。

葬列のなかにスヤがあったのにハーンの影響には残らなかったのか、あるいは子供の葬儀ではスヤを用いなかったのか、さらには当時は全般的にスヤを設けなかったのか、そのいずれが真相なのかは不明と言う外はない。

(16) この写真は小谷家に伝えられてきたが、近年東京に転出され、今は同じ菱浦地区の吉川義光氏に委ねられている。掲載の許可を求める私の不躰なお願いを、吉川氏は快く聞き入れてくださった。厚くお礼申し上げたい。

(17) ちなみにこれは、先の写真21でも見たように、島後のスヤ——ミドウと呼ぶ地域もある——とも共通した形状である。昭和初期の島後の葬制に関する報告としては、浅田芳郎「隠岐国中村の葬礼習俗」(『旅と伝説』八一九、一九三五年)があり、「ミドウ(祠堂)」に関する記述も見られる。また現在の島後では、たとえば西郷の町場のようにスヤを設ける件数はかなり減少しているところも多いが、依然としてさかんにスヤを設置している地域もある。ただ、形状は基本的にシンプルで、島前のように豊富なヴァリエーションはない。

また、隠岐のスヤに関して、民俗学の視点からのその後の報告としては、私の目に止まったものだけでも、横地満治「隠岐国の葬儀について」(『島根民俗』再刊第一輯、一九四二年)、小脇清「隠岐島前の葬制」(『民間伝承』二六一—四、一九五二年)、永海一正「隠岐の民俗」(今井書店、一九六九年)、井之口章次「葬送」(島根県教育委員会『隠岐島の民俗——隠岐島民俗資料緊急調査報告——』、一九七三年)等がある。

(18) 柳田国男「対馬北部見聞」(『民間伝承』五一八、一九四〇年)、『定本柳田国男集』「以下『定本』と略記する」第三巻、七〇頁。『柳田国男全集』「以下『全集』と略記する」第三〇巻、二八〇頁。ちなみに索引を見るかぎり、『定本』に収録された著述のなかで、柳田がスヤという言葉を用いているのは、この一箇所のみである。

(19) もっとも、『葬送習俗語彙』のなかでさかんに引証されている山口麻太郎『杵岐島民俗誌』(一誠社、一九三四年)にも、スヤに関する記述は存在する(『日本民俗誌大系』第二巻「角川書店、一九七五年」所収、二五六頁)。柳田が、この『杵岐島民俗誌』の記述に依拠した可能性も否定できない。

(20) そもそも、私が対馬と杵岐のスヤを調べてみようと思いついたのは、柳田国男『葬送習俗語彙』の記述に導かれつつ、隠岐、対馬、杵岐のスヤの間に、何らかの交流に基づく影響関係を想定することができるとは思えないか、という目論見からだった。そのような関係を明らかにすることができれば、墓上施設としてのスヤの歴史を幾分なりとも辿ることができるのではないかと期待したのである。けれどもこれまでのところ、対馬と杵岐のスヤに関しては、民俗学による調査以前の文献上の記録は見出すことができず、まして直接の交流を示唆するような証拠も見当たらない。よりいっそうの文献探索を今後の課題としたい。

ちなみにこれらの地域以外で、スヤという呼称を墓上施設に用いた例は、たとえば岡山県の勝田町、美甘村、鴨方町などにも見られる(土井卓治『葬送と墓の民俗』、三四〇頁以下)。

(21) 日本民俗学における墓上施設の研究史を簡単に辿ったものとしては、岩田重則『墓の民俗学』第二章「墓上施設論」第三節「墓上施設研究史」がある。

(22) もっとも、周知のように両墓制という用語自体は、大間知篤三「両墓制の資料」(柳田国男編『山村生活調査第二回報告』一九三六年、所収。柳田国男他編『山村海村民俗の研究』「名著出版、一九八四年」に復刻版が再録)が初出である。なお、大間知篤三「増補 両墓制の資料」(大間知篤三『家と民間伝承』満州修文館、一九四四年、所収)、『大間知篤三著作集』第三巻「未来社、一九七六年」に再録)をも参照のこと。

(23) たとえば『日本民俗学』二二四号(一九九八年)所収の「シンポジウム『両墓制』」などを参照のこと。

(24) 屋形型の墓上施設を古代の喪屋の残存ととらえる視点は、一九三五年の『郷土生活の研究法』(その大半は一九三二年の柳田の口述に基づく)においてすでにはっきりと提示されていた。該当箇所を引用しておく。

墓制のうちでも我々の一番重要と考へてゐることは、モヤ(喪屋)或はタマヤ(靈屋)の制度である。モヤはもと親族の喪に籠る小屋であつたのが、今日ではもう殆ど形ばかりの小さなものになり、通例は墓場の上に据ゑられるだけになつてしまつた。それでもまだこれを墓場の真上でなくその直ぐ前に建てる所もあつて、かすかに以前の意味を暗示してゐる。昔、骸はやがて朽ちて行くものとして、遠く人里離れた浜や谷の奥に隠し、傍に小屋を立て血を引いた者がこれに籠つたのは、骸の鳥獸などに荒されぬよう見張るためであつた。それが一つには埋葬が次第に深くなつた為に、そうする必要もなくなり、同じくモヤといつてもそこには最早人が籠らぬやうになつて、小屋も次第に簡略になり、それも後には単に墓場の上にかけるやうになると、名前も別にタマヤ又はアコヤ(阿古屋)といふやうに改つたのである。

このアコヤの古い形は今でもまだ、海岸や島などには一つの層をなして残つてゐる。それから山村や平野の村々へと、少しづつ変化して全国各地に残存してゐるので、同じやうな風習を幾つも横に繋いで、それぞれの變化の段階を示す層を作り、最後にその全体を綜合して、往古より現在までの葬式の変遷を、明らかにしようとするのである(『全集』第八卷、三—三頁以下)。

もっとも、屋形型の墓上施設の分布を手がかりに葬制の歴史の変遷を辿らうとする柳田のこの構想は、具体化されることなく終わつたと言へる。

(25) たとえば次のような文言には、旧来の日本民俗学による起源論及的アプローチが典型的に現われている。「新しい文化の享受は、すべての階層が同時にうけるというのではなくて、無知、貧困、弱者という底辺階層、あるいは地理的に文化中心から僻遠な山中や半島、離島の住民は、きわめて遅れて新文化に接触する。したがっていつまでも古い宗教や文化がそのようなところに残留するた

めに、民俗学的研究が可能になる」(五来前掲書、六二—六三頁)。

(26) 民俗学の外部から眺めた率直な感想としては、一見したところ堅実な実証的方法に基づいて慎重に論を運んでいる新谷の場合でも、類型間の先後関係を想定した上で、墓上に設えられた屋根と垣とが、埋葬地を外部から遮断する装置であると推論する過程には、いささか飛躍がみられるように思う。岩田の場合も、旧来の日本民俗学に対するラディカルな批判が、これまでの民俗学は「民俗という本来は人間社会の自律的かつ主体的なそして被支配的な生活世界」(岩田前掲書、七五頁)をとらえ切れていないとする、ナイーブな実体論的視点に依拠しているかぎりでは説得力を欠くし、しかも一方では折口信夫のウツボ論——ウツボ型の三次元空間に神霊が宿る——を援用しつつ、依代としての墓上施設によって死霊が封鎖されると説く議論の運びは、強引すぎるようにも思われてくる。

(27) このことの一因に、墓上施設に関連する文献上の記録があまりにも少なすぎるといふ事実を挙げることもできるだろう。民俗研究者による報告以前には、墓上施設に言及した文献は、たとえば菅江真澄の紀行文「すゝきのいてゆ」における「ミツマガリ」の事例のような例外(柳田国男『葬送習俗語彙』一四〇頁以下、また岩田前掲書一一〇頁を参照のこと)を除けば、ほとんど皆無に等しいように思われる。逆にいえば、これらの墓上施設は、古代以来の葬制・墓制の残存という、柳田に淵源する民俗学的枠組みによって初めて、研究対象として立ち現われるに至つたと見ることもできるだろう。

(28) 比較的古い年代の調査報告としては、鈴木棠三「両墓制の例」(『民間伝承』二—一一、一九三八年)、桜井徳太郎「対馬木坂の両墓制」(『民間伝承』一五—一二、一九五一年。同『日本民間信仰論増訂版』「弘文堂、一九七〇年」所収)、井之口章次「葬制」(九学会連合対馬共同調査委員会編『対馬の自然と文化』「古今書院、一九五六年」所収)、浦田政雄「対馬の両墓制——長崎県上県郡峯

村——」(『社会と伝承』三一三、一九五九年)等がある。近年では、対馬在住の研究者である小松勝助が、「両墓制の新資料——長崎県上県郡上対馬町一重——」(『日本民俗学』一六一、一九八五年)、「対馬の両墓制」(『えとのす』三〇、一九八六年)、「対馬両墓制資料 上」(『対馬風土記』三〇、一九九四年)等、綿密な調査に基づく一連の報告を発表している。

(29) たとえば、発表年次は柳田の「対馬北部見聞」に先行する鈴木棠三「両墓制の例」では、峰町青海地区おひの両墓制を報告するなかで、「対州一般に、土葬で埋めた上にはカムリ石といふ平たい石を冠せ、其上にスヤを置くのが普通である」(『民間伝承』二一一、一九三八年、六頁)と述べている。近年のものとしては、山口麻太郎「長崎県の葬送・墓制」(山口麻太郎他『九州の葬送・墓制』明玄書房、一九七九年、一三三頁以下)、赤田光男『祭儀習俗の研究』(弘文堂、一九八八年、一三九頁)などを参照のこと。

(30) 二〇〇四年三月一日に、厳原、美津島、豊玉、峯、上県、上対馬の六町が合併して対馬市(二〇〇四年一月一日現在、人口三九五五四)が誕生したが、従来の町名はそのまま行政区分として残されている。

(31) 櫻井徳太郎「対馬両墓制の新しい資料——長崎県上県郡上対馬町西泊——」(『西郊民俗』七二、一九七五年、五〇九頁)、赤田光男「対馬の両墓制及び両墓制などに代わるもの」(竹田聴洲博士還暦記念会編『日本宗教の歴史と民俗』隆文社、一九七六年)所収。赤田前掲書に再録、一七〇〜一七二頁)を参照のこと。両者によれば、西泊には明治期まで両墓制が残っていたとされる。

(32) ところによっては、ゴリンノイシ等と称して、浜から拾ってきた小石に住職が戒名を記したものを、スヤに入れておいたという(赤田前掲書、一三九頁、一七七頁)。また、サンマイ等と称してやや大きめの石を二枚、スヤのなかに置いたり、屋根の上に置くことも広く見られる(山口麻太郎他『九州の葬送・墓制』、一三四頁)。

(33) 興味深いことに、両墓制の事例として著名な青海地区では、エジリと呼ばれているいわゆる埋め墓の墓地——遺体の埋葬地点——には従来はスヤを置かず、エジリに石塔が設けられるようになってから——したがって両墓制の慣習が崩れてきてから——、スヤが設置されるようになったという(鈴木棠三前掲論文六頁、赤田前掲書一六四頁)。

(34) 柳田国男も、先に引いた「対馬北部見聞」が掲載された翌月号の『民間伝承』に、「古い手帳から」と題して、同じ旅行中の杵岐での見聞を綴っているが(『民間伝承』五一九、一九四〇年、『全集』第三〇巻、一八三頁以下)、スヤや墓制に関する記述はない。ちなみに柳田国男研究会編『柳田国男伝』(三二書房、一九八八年)別冊の年譜によると、柳田は一九三一(昭和六)年四月二〇日から二六日の間、対馬を回り、さらに四月二七日から五月一日にかけて杵岐に滞在、その間、対馬の仁位中学校と杵岐の郷の浦中学校で講演している。

実は、柳田と並んで日本民俗学の今ひとつの源流と目される折口信夫もまた、一九一九(大正八)年の八月から九月にかけてと、一九二四(大正一三)年八月との二度にわたって、杵岐を訪れている。このときの調査に基づいて折口は、「雪の島」(執筆は一九二七年。折口信夫『古代研究(民俗学編2)』大岡山書店、一九三〇年)、『折口信夫全集』第三巻、中央公論社、所収)、「杵岐の水」(『民俗学』一一二、一九二九年)、『折口信夫全集』第一五巻所収)、「杵岐民間伝承採訪記」(『民俗学』一一三〜一六、二一二〜一四、一九二九〜一九三〇年)、『折口信夫全集』第一五巻所収)を著わしているが、そのいずれにも、スヤに関する言及はない。

(35) 杵岐の場合も対馬と同様、二〇〇四年三月一日に、郷ノ浦、勝本、芦辺、石田の四町が合併して杵岐市(二〇〇四年一月一日現在、人口三二〇六九)が誕生したが、やはり従来の町名はそのまま残されている。

(36) 杵岐では全世帯数一万一千余のなかで、神葬祭を行なう世帯が五〇〇軒ほど

あるが、その場合は十三仏の代わりに木製の鉢・薙刀と竹製の松明を二本ずつ作って、位牌箱の背後に立てるといふ。

(37) ちなみに瀬戸浦地区の約九割の世帯は長徳寺の檀家であるといふ。

また、瀬戸浦地区在住で、戦後まもなくから実際に位牌箱を製作していた元大工の話では、彦岐では、何人の僧侶を呼べるかがその葬儀の格式を表わす基準となっていて、もともとは僧侶が五人未満の時には、片流れの屋根に両開きの引き戸がついた簡素な位牌箱——「片屋根」と称した——を作り、五人以上の僧侶を呼ぶ場合には、切妻・妻入りの正方形の位牌箱——「両屋根」と称した——を作った。位牌箱の背後に立てる十三仏も、やはり僧侶が五人未満か以上かに応じて、中心の角塔婆を四角にするか六角にするかが決まったといふ。現在、瀬戸職人組合では、葬儀に参列する僧侶の数に関わりなく、「両屋根」の位牌箱と六角塔婆の十三仏のみを作っている。彦岐全体で葬祭業者が扱っている長方形のスヤは、おそらくこの「片屋根」の位牌箱の系統を継いでいるのではないかと思われる。

(38) もっとも、山口は、「幡竿などの生竹を折り曲げて垣のように立て」た「オリカケ」と呼ばれる墓上施設を記録しているが(『日本民俗誌大系』第二巻、二五五頁)、これについては、現時点でははっきりと確認することができなかった。

(39) この間の経緯については記録も残されておらず、不明な点が多い。芦辺町在住の郷土史家、植村高義氏のご教示によれば、スヤ(位牌箱)の設置は、瀬戸浦地区の町場でも戦前はさほど多くなかったが、戦後、とくに職人組合が長徳寺に委託するようになってから盛んになってきた。さらに葬祭業者が長方形のスヤを販売するようになって、郡部にも広まってきた、とされる。とするならば、現在のような位牌箱の設置は、伝統的な習俗の継続という側面よりも、むしろ戦後新たに展開してきた側面の方が大きいようにも思われる。あるいはこ

の地区に特有の「位牌箱」という呼称も、このような事情を反映しているのかもしれない。

また、註(37)でも紹介した元大工の証言によれば、瀬戸浦地区では敗戦後まもなくは、戦死者の遺骨が帰還した際に、高床式の大振りの位牌箱を特別に作ったといふ。この話から想起されるのは、島根県八束町——中海に浮かぶ大根島——の入江地区の事例である。入江地区では、「位牌堂」と呼ぶ屋形型の墓上施設が現在も設けられているが(写真23参照)、坪井洋文の報告によれば、第二次世界大戦中、戦死者を弔う際に埋葬地に「屋根がけ」したことが契機となって、戦死者以外の葬儀でも「石塔が建つまでの仮りの処置としてコヤガケをする」習俗が普及するようになったとされる(島根県教育委員会『出雲中海沿岸地区の民俗——中海沿岸地区民俗資料緊急調査報告——』一九七一年、一一〇頁)。この間の経緯について直接確認したわけではないが、坪井の報告から判断するかぎり、これは、墓上施設を設置する習俗が新たに創設された事例と見ることができる。想像を逞しくするならば、あるいは彦岐の瀬戸浦地区の場合にも、これに類するような事情が伏在していたのかもしれない。

〔付記一〕小論は、多くの方々の御協力の賜物である。スヤや墓のことを不躰に尋ねる私の質問に、隠岐、対馬、彦岐の方々は、なかには訝しく思われる向きもあっただろうが、親切に対応してくださった。とりわけ、植村高義、小島義勇、後藤元伸、小松勝助、松浦康鷹、吉川義光、吉田侑の諸氏には、貴重な時間を割いて多くのことを教えて頂き、大変お世話になった。厚くお礼申し上げる。〕

〔付記二〕古代文化センター客員研究員で祭礼行事調査部門の代表を務めておられた白石昭臣先生の訃報に接したのは、昨年(二〇〇四年)十月、スヤに関する聞き取りのため彦岐に滞在していた宿のことだった。先生には、調査に同行させて頂いたことも何度かあり、多くのことを学ばせて頂いた。山陰民俗学会で島前のスヤ

について発表する機会を与えてくださったのも、先生であった。生前の学恩に感謝しつつ、心より御冥福をお祈り申し上げる。」

〔付記三〕小論は、平成16年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C）

（2）課題番号一四五二〇〇三二）による研究成果の一部である。〕